

## 「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に係るパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、介護保険法等に係る関係省令の一部改正に伴い、介護保険サービスを提供する事業者等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正するため、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 パブリックコメント手続

#### (1) 公表期間

令和6年1月4日（木）～2月5日（月）

#### (2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧および配布

介護保険事業課（市役所高層棟9階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館



### 2 意見の提出

#### (1) 意見募集

令和6年1月4日（木）～2月5日（月）

#### (2) 提出方法

住所・氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 介護保険事業課

イ FAX 043-245-5621

ウ 電子メール [kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp)

エ 持参 介護保険事業課（市役所高層棟9階）、各区役所総務課

### 3 市民への周知

(1) ちば市政だより 1月号に掲載

(2) 市ホームページ 令和6年1月4日（木）に公表

### 4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和6年2月に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

## 5 今後の予定

令和6年2月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表

令和6年第1回定例会に議案提出

4月1日 条例施行（訪問看護等一部サービスに係る改正規定は6月1日）

## 6 添付資料

千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要